

**令和8年度沖縄県若年妊婦支援事業（にんしんSOSおきなわ）業務委託  
企画提案仕様書**

**1 業務名**

令和8年度沖縄県若年妊婦支援事業（にんしんSOSおきなわ）業務委託

**2 業務の目的**

予期しない妊娠などに悩む者（若年に限らず特定妊婦と疑われる者等）が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談窓口を設置し相談支援を行う。尚、相談窓口において特定妊婦等を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行い、早急に適切な関係機関へ確実につなぐ体制を整備し、未受診分娩（飛び込み出産）や子ども虐待の防止を目的とする。

**3 委託期間**

契約締結の日から令和9年3月31日まで

**4 支援対象**

沖縄県内に居住しており、予期しない妊娠などに悩む者（若年に限らず特定妊婦と疑われる者等）

**5 実施体制**

受託事業者は、契約締結後に本契約に係る実施体制及びスケジュールを記載した「業務実施計画書」を作成し、沖縄県の承認を得ることとする。

(1) 人員体制及び相談員要件について

当該事業の業務に対応できる、以下の①に該当する者を人員体制に含め、相談業務を常に安定的かつ効率的に実施できるよう、人員体制を整備すること。

- ① 社会福祉士、認定心理士、看護師、保健師又は助産師等の資格を有する者、又は、福祉、保健現場での経験を有する者。
- ② 本委託業務への従事者の名簿を作成し、業務開始前に沖縄県に提出すること。その際、相談員については、保有資格を明記すること。また、名簿の記載事項に変更が生じたときは、その都度速やかに沖縄県に報告すること。
- ③ 相談対応時間内は、相談員を常時1人以上配置すること。
- ④ 当該事業の運営を統括する事業責任者を配置し、沖縄県や関係機関との連絡調整や相談員に対する指導・助言を行い、業務の円滑な進行管理を行うこと。
- ⑤ 適切な相談実施のために、対応内容は複数の職員による確認・精査を行うこと。
- ⑥ 相談員間でケースを共有し、アセスメントすること。

- ⑦ 相談内容の共有、対応の統一、対応の振り返りや今後の対応について、毎月ケースカンファレンスを開催すること。また、その記録について沖縄県との月例会議において報告すること。

## 6 委託業務の内容

本委託業務は、予期しない妊娠などに悩んでいる者（若年に限らず特定妊婦と疑われる者等）を対象に、以下の業務内容を実施するものである。なお、本事業の実施及び周知等の際には、「にんしんSOSおきなわ」の名称を使用することとする。

### (1) 相談業務

予期しない妊娠による妊娠葛藤相談をはじめ、様々な事情から家族や周りに相談できず一人で悩みを抱えている妊婦からの相談に対し、以下の方法で相談支援を行う。なお、利用者が簡易に相談できる仕組みを構築することとする。

#### (ア) 対応方法

- ① 電話による相談（以下、「電話相談」という。）
- ② SNS等（メールやチャット等）を活用した相談（以下、「SNS等相談」）
- ③ アウトリーチによる相談

#### (イ) 開設時間

- ① 電話相談
  - ・相談者のニーズを考慮した時間帯を設けることが望ましい。
- ② SNS等相談
  - ・365日24時間受付
- ③ アウトリーチ相談
  - ・相談者の状況や必要に応じて対応となるが、市町村等支援機関等と連携可能な時間帯を考慮して対応するのが望ましい。

#### (ウ) 相談対応

- ① 電話相談のみでの対応となった場合には、可能な限り連絡先を確認し、その後の状況や支援の必要性の有無等を確認し、丁寧な情報提供・連携を行い、妊婦等への支援が途切れないように十分留意すること。
- ② 原則として、SNS等から受信した相談の場合、24時間以内に対応し、回答内容は、2人以上の相談員で確認の後返信する。
- ③ SNS等により受信した相談内容への対応において、より詳細な対応を要する場合は電話対応に切り替えるなど、状況に応じて適切に対応すること。
- ④ LINEサービスを利用して相談業務を行う場合には、LINE相談事業を実施する際に必要な相談応答システムを提供している事業者と再委託し、保守管理の体制を整備すること。なお、別途システムを構築運用することも可とする。（※別紙、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の「政府機関・地

方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方(ガイドライン)」を参照すること。)

- ⑤ アウトリーチ相談については、必要に応じて家庭訪問し、面談や状況把握を行い、市町村等支援機関等につなぐこと。
- ⑥ 相談者に対する情報、相談内容、回答者及び回答内容等を記録し保管すること。また、沖縄県が求めた際には速やかに提出すること。

## (2) 産科受診等同行支援

- ① 上記(1)により把握した相談者に対し、妊娠の確認ができていない妊婦等で、かつ産科受診が困難と認められる場合に、原則、本人の同意を得て、行政機関及び関係機関へ情報提供を行い、産科医療機関への初回受診の同行支援を行うこと。市販の妊娠検査薬を用いて妊娠の確認を行った上で、医療機関において実施した妊娠の判定に要する費用については、1件あたり10,000円を上限とした実費額により算定するものとする。(ただし、同行支援等を実施する前に、既に受診していた場合の産科受診料については、対象外とする。)
- ② 同行支援を行う理由、同行先、同行先機関の対応状況及び結果を記録し保管すること。なお、事前に面談を実施した場合にも、面談を行う理由、面談場所、面談時の対応及び結果を記録し保管すること。また、上記の記録については、沖縄県が求めた際には速やかに提出すること。
- ③ 同行支援先及び面談場所への相談記録等、個人情報の持ち出しを制限するものではないが、個人情報の取扱いには十分留意すること。

## (3) 緊急時対応及び事後フォロー

- ① 事件性のある相談及び人命に関わる緊急相談については、警察・消防等への通報など、適切に対応すること。
- ② 利用者の相談内容によっては、本人同意のもと、医療機関及び行政機関等の関係機関との連携を図り対応すること。ただし、本人の同意が得られない場合でも、支援が必要なケースに関しては沖縄県にケース及び支援状況を報告し、指示を受けること。
- ③ 相談者が再び居所不安定な状況に置かれまいよう、関係機関等と連携を行い、確実に次の支援につなげるものとする。

## (4) 事故報告書

受託事業者は、沖縄県と協議の上、事故報告書の様式を整備すること。

なお、事故に該当する事案(例：個人情報流出、同行中の交通事故等)が発生したときは、速やかに沖縄県へ当該報告書を提出すること。事故対応について沖縄県から指示があった場合には、これに従うこと。

## (5) 相談員の資質向上のための研修等の実施

相談業務に携わる者に、必要に応じて資質向上のための研修を年に1回以上受講

させること。

(6) 広報・啓発活動

本事業の周知を図るため、SNS 等を活用した周知やリーフレット等の作成、配布を行う。また、医療機関を通じて事業の周知徹底を図る。なお、記載事項等の仕様については、沖縄県と協議の上、決定することとする。

(7) 月次報告及び月例会議について

事業開始翌月以降、各月 10 日までに、前月分の以下の内容を記載した月次報告書を沖縄県に提出し月例会議において報告すること。なお、月次報告書の内容は、変更する場合がある。

- ① 相談件数（月別、性別、年齢、地域別、主訴）
- ② 相談内容及び支援内容
- ③ 関係期間との協議など活動報告
- ④ その他、沖縄県が指示する事項

(8) 実績報告書

受託事業者は、業務委託が完了したとき（第 16 条から第 18 条若しくは第 20 条及び第 21 条の規定により契約が解除されたときは、その解除された日）から起算して 10 日以内、又は令和 9 年 3 月 31 日までに業務委託完了報告書及び業務委託経費使用明細書を作成し、成果物を添付して甲に提出するものとする。

尚、前項の業務委託完了報告書等に関し、必要に応じさらに詳細な説明資料等の提出を求めることができるものとする。

(9) 委託契約期間満了時等の引継ぎ及び取扱い

受託事業者は、本委託契約が終了し、翌年度の契約締結が見込まれない場合は、翌年度の受託者と十分に業務の引継ぎを行い、本委託業務に支障をきたすことのないよう誠実かつ円滑に対処しなければならない。この際、必ず事前に引継書を作成し、沖縄県の承諾を得ること。

## 7 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 契約の主たる部分

(7) 契約金額の 50% を超える業務

(4) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け 負わせるときはこの限りでない。

- ① その他、簡易な業務
- ② 資料の収集・整理
- ③ 複写・印刷・製本
- ④ 原稿・データの入力及び集計

## 8 著作権等の帰属

(1) 本契約に基づく報告物の所有権は、沖縄県への引き渡し完了したときに沖縄県に移転するものとする。

(2) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって沖縄県に譲渡されるものとする。また、受託事業者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(3) 当該業務委託により制作されたイラスト等の版権・著作権は全て沖縄県に帰属するものとする。

(4) 本委託事業に当たり、第三者の著作物等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

## 9 その他留意事項

(1) 業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、沖縄県と受託事業者との間で協議を行う。協議が整わないときは、沖縄県の指示するところによるものとする。

(2) 沖縄県から本業務の実施状況等に関する報告を求められた場合は、その都度報告すること。

(3) 受託事業者が業務を遂行するに当たり必要となる全ての経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

(4) 業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法令の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

- (5) 受託者及び職員（業務従事者を含む。）は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、相談者の個人情報について必要な措置を執り、相談記録等の情報管理に十分配慮するとともに、SNS アカウント及び全ての内容は、沖縄県が所有することとし、沖縄県の承諾なくして公表、使用及び貸与してはならない。なお、契約解除及び期間満了後においても同様の取扱いとする。
- (6) 契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容等については、沖縄県と協議の上、決定することとする。
- (7) 本事業の権利については、全て沖縄県に帰属するものである。
- (8) 受託事業者は、本業務の質の向上に努めること。また、最新の医療や福祉等に関する情報を収集し、相談者に提供すること。